破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０８号
大分県別府市上野口町23番３号
債務者　池上明男こと　池　　明男
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
兵庫県豊岡市泉町５番12号
債務者　秋田　　馨
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
福島県郡山市富久山町久保田字古町251番地の２　国分第２アパート104号、前住所福島県本宮市白岩字桑内32番地16
債務者　安斎　義次
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
熊本県荒尾市荒尾1501番地５
債務者　馬場　光代
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２１０号
和歌山県紀の川市打田1368番地５
債務者　北方　正剛
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１３号
和歌山市黒田324番地、住民票上の住所和歌山市桑山101番地
債務者　栂森　滋夫
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１４号
和歌山県橋本市高野口町名倉919番地　フォーブル保田202号
債務者　坂本　美佳
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２３号
和歌山県橋本市隅田町芋生444－６、住民票上の住所和歌山県橋本市隅田町河瀬464番地の15
債務者　山内　正行
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東402番地の10
債務者　黒田　修司
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４０号
和歌山県橋本市矢倉脇313番地の１　カーサりんかん205号室
債務者　馬詰　徳美
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
山口市平井151－６　ハイツスエナガ204、住民票上の住所北九州市門司区大久保１丁目13番８－607号
債務者　中原　文章
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４０３号
大阪市西成区岸里２丁目５番４号　マンションイレブン316号
債務者　吉梅　勅儀
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４５２号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目13番10号
債務者　比嘉　治喜
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４５３号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目13番10号
債務者　比嘉　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５４６号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―526号
債務者　中村　隆彦
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３６号
大阪市淀川区十三本町３丁目６番27―908号
債務者　堀川　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６４１号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番16号ベルコモンズ大正６Ｅ
債務者　石黒　勇吉
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部